

公益財団法人 全日本空手道連盟

資格審査規程

この規程は中央技術委員会規程、第2章第4条に基づき制定する。

(構成)

第1条 個人有資格者の中より選任された資格審査員1級、2級、3級全員で構成される。

(所管)

第2条 連盟より委嘱を受けた資格審査員はそれぞれの資格審査会の審査員として当該公認資格の審査を行う。

(任命)

第3条 資格審査員の任命は、次の各号による。

(1) 1級資格審査員

1級資格審査員は公認8段を取得し満60歳以上で保有資格を満たしている者の中より常任理事会で審査し、会長が任命する。

(2) 2級資格審査員

2級資格審査員は公認7段を取得し満50歳以上で保有資格を満たしている者の中より常任理事会で審査し、会長が任命する。

(3) 3級資格審査員

3級資格審査員は公認5段を取得し満40歳以上で保有資格を満たしている者の中より都道府県連盟又は競技団体の会長が推薦し、常任理事会で審査し会長が任命する。

(審査員の任期)

第4条 資格審査員の任期は、当連盟の役員改選の年度当初から2年とする。
2. 任期途中で新たに任命された資格審査員の任期は、任命の日から前項の任期の残存期間とする。

(定年)

第5条 資格審査員の定年は、以下の通りとする。

(1) 1級資格審査員：任期の開始の日に満75歳未満の者

(2) 2・3級資格審査員：任期の開始の日に満71歳未満の者

(審査員の任命)

第6条 各資格審査会の資格審査員の数は5名から7名とする。

2. 各資格審査会に審査長1名を置く。

3. 各資格審査会の審査長及び資格審査員の委嘱は、常任理事会で選出し、専務理事が任命する。

(審査範囲)

第7条 資格審査員の保有資格及び審査範囲は別表のとおりとする。

(審査科目)

第8条 原則として各資格審査会の科目は実技、筆記の2科目とする。

(判定会議)

第9条 判定会議は原則として資格審査会終了後技術の合否を決定しなければならない。

2. 審査長は判定会議終了後技術資格の合格者名簿を中央技術委員会、常任理事会に提出しなければならない。

(資格審議員)

第10条 資格審査に係る事業の有効かつ円滑な運営を図るため、資格審議員を置くことができる。

2. 資格審議員は、年齢74歳以上で人格識見共に優れ、次の各号のいずれにも該当する者のうちから特別選考委員会で審議し（ただし当該者を除く）、理事会の議を経て、会長が委嘱する。

(1) 永年にわたり1級資格審査員を務め本連盟の公認資格の審査員及び資格に係る講習会等の講師として多大な功績があると認められる者

(2) 本連盟及び加盟団体又は競技団体若しくは協力団体において多大な功績があると認められる者。

3. 公認資格審査を円滑に実施するため、資格審議員に下記の業務を委嘱することができる。

(1) 公認資格審査会における立会人又は監査人

(2) 資格更新等に係る講習会などの講師

(3) その他本連盟が必要と認める公認資格に関する専門的、技術的業務

4. 公認資格審査会を適正に実施するのに当たって、1級資格審査員が不足する

場合、第1条、第2条及び第3条によらず、会長は資格審議員に当該資格審査会の審査員を委嘱することができる。

5. 特別選考委員会は、公認段位規程第7条、第8条及び第9条を準用する。
6. 資格審議員の任期は4年間とする。再任は妨げない。

(立会人及び監査人)

第11条 中央に於ける資格審査会に立会人2名以内を置く。なお必要に応じて監査人を置くことができる。

2. 立会人は理事会より推薦された者とする。
3. 立会人は実技審査終了後の判定会議において、審査長より意見を求められたとき意見を述べることができる。
4. 監査人は、審査規定に即して適正に審査会が実施できるよう監督するとともに、必要な意見を述べるができる。また審査会終了後は速やかに監査報告書を専務理事に提出しなければならない。

(規程の改正)

第12条 この規程は理事会の議決により変更することができる。

附 則

1. この規程は、平成24年4月1日から施行する。
2. この規程は、平成24年6月2日から施行する。
3. この規程は、平成24年12月7日から施行する。
4. この規程は、平成25年4月1日から施行する。
5. この規程は、平成26年5月28日から施行する。
6. この規程は、平成28年5月14日から施行する。
7. この規程は、平成30年5月19日から施行する。
8. この規程は、令和元年5月18日から施行する。
9. この規程は、令和元年12月6日から施行する。
10. この規程は、令和3年6月19日から施行する。
11. この規程は、令和3年9月16日から施行する。
12. この規程は、令和4年5月14日から施行する。
13. この規程は、令和5年5月27日から施行する。
14. この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第7条関係 保有資格及び審査範囲）

区分	保有資格			
	審査範囲			指導者資格・称号
一級資格審査員	保有資格	公認8段以上	全国審判員(組手、形A級)	公益財団法人日本スポーツ協会 公認空手道コーチ4 範士
	審査範囲	初段から8段まで	全国審判員(組手、形) 地区審判員(組手、形) 都道府県審判員(組手、形)	
二級資格審査員	保有資格	公認7段以上	全国審判員(組手、形A級)	公益財団法人日本スポーツ協会 公認空手道コーチ3 教士
	審査範囲	初段から5段まで	全国審判員(組手、形) 地区審判員(組手、形) 都道府県審判員(組手、形)	
三級資格審査員	保有資格	公認5段以上	地区審判員(組手・形A級)以上	公益財団法人日本スポーツ協会 公認空手道コーチ3以上 錬士
	審査範囲	初段から3段まで	都道府県審判員(組手、形)	

(注1) 当該資格審査員に必要な形審判員A級については、1・2級資格審査員にあつては令和5年4月1日から、3級資格審査員にあつては令和7年4月1日から適用する。

(注2) 各種永年マスター審判員資格、各種マスター審判員資格保持者はこの別表の資格から除外する。